

課税免除の概要

根拠法令	南部町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特別措置に関する条例												
対象地域	南部町全域												
対象業者	製造事業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業 ※上記の業種で青色申告をする法人又は個人												
対象となる固定資産	ア 家 屋： 建物及びその付属設備 イ 償却資産： 機械及び装置 ウ 土 地： 対象となる家屋の垂直投影部分 ※上記減価償却資産のうち、対象事業の用に直接供されるものに限られる。 (営業部門の事務室、倉庫など、製造に関連しないものは対象外)												
対象要件	家屋・償却資産 R 3.9.6 以降に取得されたもので、減価償却されているもの (新品であることは要しないが、当該法人の他の工場から転用したものは含まない) 土 地 R 3.9.6 以降に取得されたもので、かつ、その取得日から起算して 1 年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限る。 ※土地取得日＝所有権移転した日（売買契約の日付） ※建設着手日＝建物の基礎工事に着手した日（地籍調査・測量は除く）												
設備投資規模	対象資産について、下記の規模で新設、増設、改築、修繕、または模様替えした場合 製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金</th><th>新設又は増設した設備の取得価額</th></tr> <tr> <td>5,000万円以下</td><td>500万円以上</td></tr> <tr> <td>5,000万円～1億円</td><td>1,000万円以上 ※新築、増設のみ</td></tr> <tr> <td>1億円超</td><td>2,000万円以上 ※新築、増設のみ</td></tr> </table> 農林水産物等販売業・情報サービス業 <table border="1"> <tr> <th>資本金</th><th>新設又は増設した設備の取得価額</th></tr> <tr> <td>—</td><td>500万円以上</td></tr> </table>	資本金	新設又は増設した設備の取得価額	5,000万円以下	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上 ※新築、増設のみ	1億円超	2,000万円以上 ※新築、増設のみ	資本金	新設又は増設した設備の取得価額	—	500万円以上
資本金	新設又は増設した設備の取得価額												
5,000万円以下	500万円以上												
5,000万円～1億円	1,000万円以上 ※新築、増設のみ												
1億円超	2,000万円以上 ※新築、増設のみ												
資本金	新設又は増設した設備の取得価額												
—	500万円以上												
免除内容	対象資産に係る固定資産税の 3 年間の課税免除（減免率100%）												
申請期限	課税免除を受けようとする年の 3 月31日までに税務課へ提出												
取得期限	令和 6 年 3 月 3 1 日まで												
必要書類	提出書類一覧表に記載												